

国有ワクチン等事務取扱マニュアル

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

令和7年7月23日改訂

国有ワクチン等事務取扱マニュアル

1 目的

国有ワクチン・抗毒素（以下、「国有ワクチン等」という）とは、患者発生の予測ができないため需用の見込みが極めて困難であるものや、患者発生頻度は少ないが国民の保健衛生上欠くことができないものとして、国が備蓄する医薬品のことをいいます。緊急に対応できるよう、厚生労働省が医薬品メーカーから買い上げ、全国9ヶ所で備蓄されています。

本マニュアルは、国有ワクチン等を必要とする患者が発生した場合の供給申請等の手続きをまとめたものです。

2 国有ワクチン・抗毒素について

(1) 保管品目

- ・乾燥ガスエソウマ抗毒素
- ・乾燥ジフテリアウマ抗毒素
- ・乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン
- ・乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型）
- ・乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）

(2) 取扱い上の注意

- ・供給を依頼した国有ワクチン等の返品はできません。
- ・供給を受けた国有ワクチン等の費用は、後日、県から送付される納入通知書を用いて、支払期限内に必ず支払いを行ってください。（最終的に県から国へ支払い）
- ・国有ワクチン等の費用は、供給時点における使用薬剤の薬価（薬価基準）に掲載される価格となります。

3 供給手続

(1) 開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）

別添1のとおり

(2) 開庁時間外（夜間、休日等）及び緊急時

別添2のとおり

4 連絡先

○神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課 薬事指導グループ

(1) 開庁時間内（平日の午前8時30分～午後5時15分）

TEL 045-210-1111（代表）、045-210-4967（直通）

FAX 045-201-9025

メールアドレス yakuan.67@pref.kanagawa.lg.jp

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

(2) 上記(1)以外

① 090-5490-6245

② 090-4067-2758

○厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課パンデミック対策推進室
TEL 03-5253-1111 (代表)、03-3595-2257 (直通)
FAX 03-3581-6251
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

※国有ワクチン・抗毒素の保管場所の連絡先は、厚生労働省から毎年送付される「国有ワクチン・抗毒素の保管連絡先」を参照してください。

5 参考資料

- ・緊急時における国有ワクチン・抗毒素の供給体制について
(平成13年12月12日薬第70461号神奈川県衛生部薬務課長通知)
- ・「国有ワクチン供給要領」
(昭和26年8月6日薬発第357号厚生省薬務局長・厚生大臣官房会計課長通知)
- ・「緊急時における国有ワクチン・抗毒素の供給体制について」
(平成13年11月28日医薬血発第65号厚生労働省医薬局血液対策課長通知)

6 改訂履歴

平成23年4月1日作成

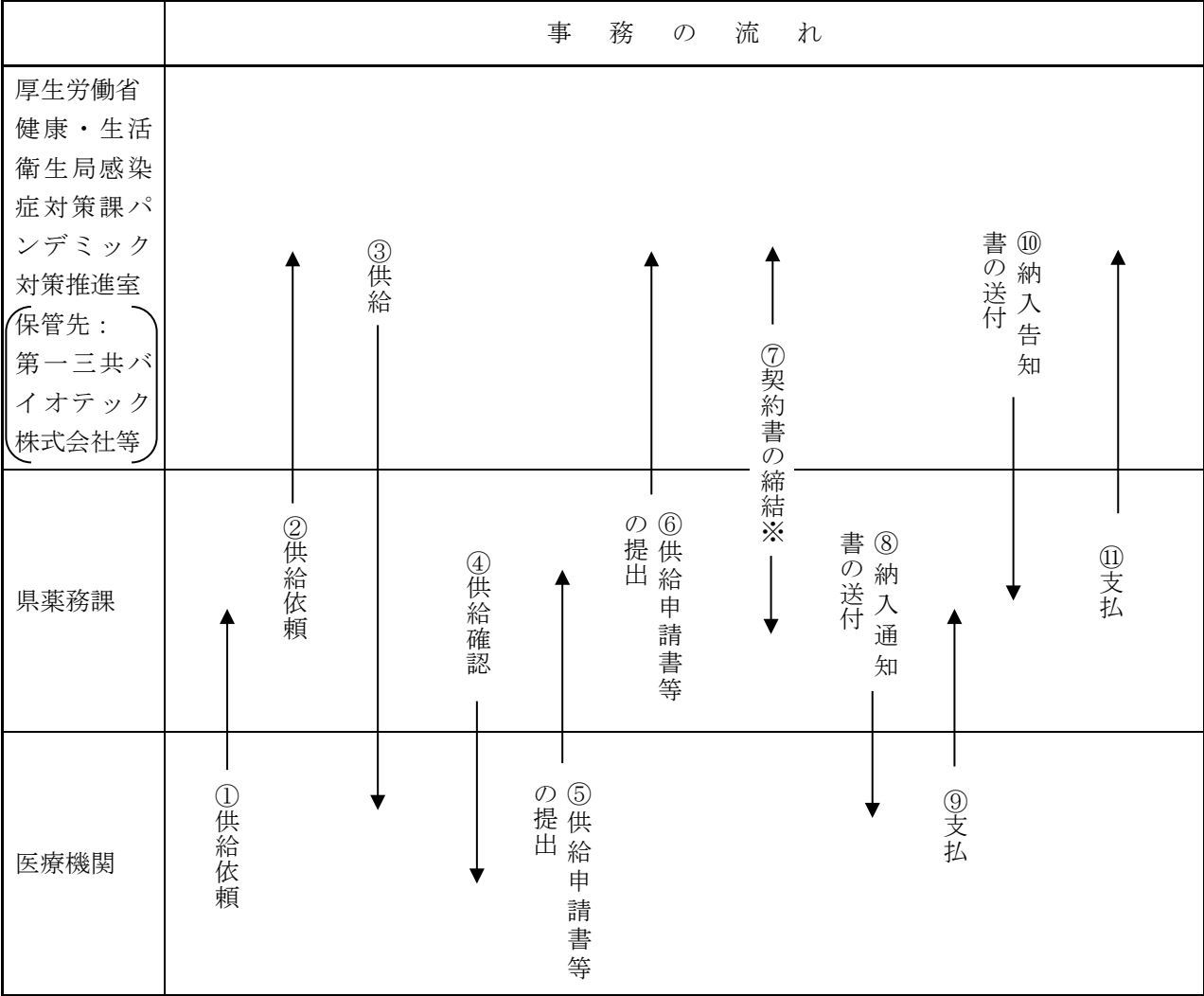
平成29年5月8日改訂

平成30年4月1日改訂

平成31年4月22日改訂

令和7年7月23日改訂

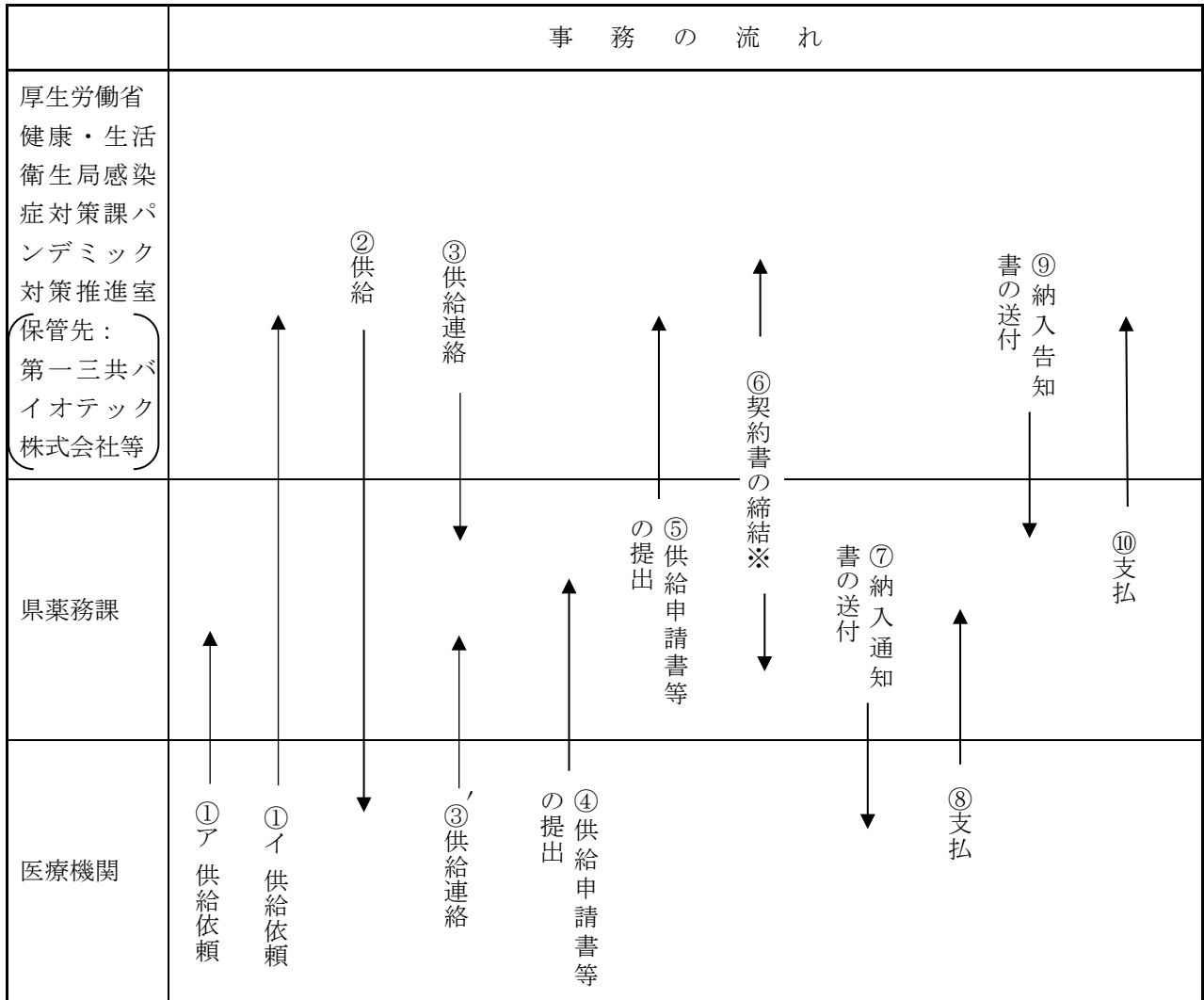
開庁時間内（平日の午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分）



※売払代金が 60 万円を超えた場合は、厚生労働省と神奈川県とで契約書を締結する。

	注 意 事 項 等
①供給依頼 (医療機関→県)	<p>ア 医療機関は、県薬務課に電話等で国有ワクチン等の供給を依頼する。 ※国有ワクチン等の保管及び管理等は、薬剤部で行うことになるため、供給を依頼する担当者は、薬剤部その他の関係部署と情報を共有した上で、供給依頼の連絡を行ってください。</p> <p>イ 県薬務課は、次の事項を聴取し、返品は不可である旨伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関の名称及び所在地 ・ 医療機関の担当者の所属及び氏名 ・ 必要な薬剤の品名、数量 ・ 納品先部署名、担当者 ・ 連絡先電話番号等 ・ 使用（予定）日 <p>ウ 医療機関は、供給申請書（様式1）、付属書（様式2）を県薬務課に送付する（押印が間に合わない場合には、押印不要）。</p> <p>エ 県薬務課は、直ちに供給手続をとる旨を医療機関へ伝える。</p>
②供給依頼 (県→国)	<p>県薬務課は、厚生労働省に電話で供給を依頼する。 （医療機関の名称、所在地、納品先等をメールでも送付する）</p>
③供給	<p>厚生労働省は、保管先から国有ワクチン等を医療機関に出荷する。</p>
④供給確認 (県→医療機関)	<p>県薬務課は、医療機関に受領の確認を行い、次の事項を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給申請書（様式1）、付属書（様式2）、受領書（様式3）の提出 ・ 支払い金額（薬価） ・ 支払方法
⑤供給申請書等の提出 (医療機関→県)	<p>医療機関は、押印した供給申請書（様式1）、付属書（様式2）、受領書（様式3）を県薬務課に郵送で提出する。</p>
⑥供給申請書等の提出 (県→国)	<p>県薬務課は、供給申請書（様式4）、付属書（様式5）、受領書（様式6）及び供給申請書に基づく歳出予算執行依頼票を作成する。 <u>執行予定額が当初予算額を超える場合には、速やかに流用手続きを開始する。</u> 決裁後、厚生労働省に様式4～6を郵送する。</p>
⑦契約書の締結	<p>売払代金が60万円を超えた場合は、厚生労働省から県薬務課に契約書が郵送されるので、押印のうえ返送し、その後厚生労働省から返送された1部を保管する。 <u>※厚生労働省からの売払代金が50万円を超える場合、契約書、請書等の作成について、総務室経理グループに確認する。</u></p>
⑧納入通知書の送付	<p>県薬務課は、医療機関から提出された供給申請書に基づき、歳入予算執行依頼票を作成し、総務室経理グループに納入通知書の発行を依頼する。 総務室経理グループでの調停伺いの決裁後、納入通知書が医療機関へ郵送されるので、納付期限内に納付するよう医療機関へ依頼する。</p>
⑨支払 (医療機関→県)	<p>医療機関は、納入通知書が到着した後、所定の代金を納付期限内に納入する。</p>
⑩納入告知書の送付	<p>厚生労働省は、納入告知書を県薬務課に郵送する。</p>
⑪支払 (県→国)	<p>県薬務課は、厚生労働省から納入告知書を受領後、検査調書を作成の上、総務室経理グループに納付期限内の支払を依頼する。</p>

開庁時間外（夜間・休日等）及び緊急時



※売払代金が 60 万円を超えた場合は、厚生労働省と神奈川県とで契約書を締結する。

	注 意 事 項 等
①供給依頼 (医療機関→県)	<p>医療機関は、県薬務課の携帯電話へ連絡し、国有ワクチン等の供給を依頼する。</p> <p><u>ア 県薬務課と連絡が取れた場合</u> 県薬務課は、医療機関から聞き取った緊急度により、別添1のとおり厚生労働省経由で開庁時間内と同じ流れで供給依頼をするか、<u>イ</u>と同じ流れで医療機関から直接保管先に供給依頼するか、判断する。</p> <p>なお、後者の場合であって、医療機関から直接保管先に連絡が取れなかった場合は、県薬務課から保管先の私用連絡先に連絡することも想定される。</p> <p><u>イ 県薬務課と連絡が取れなかった場合</u> 医療機関は、直接保管先に供給を依頼する。</p> <p>※国有ワクチン等の保管及び管理等は、薬剤部で行うことになるため、供給を依頼する担当者は、薬剤部その他の関係部署と情報を共有した上で、供給依頼の連絡を行ってください。</p>
②供給	保管先は、医療機関へ国有ワクチン等を出荷する。
③供給連絡 (国→県)	厚生労働省は、供給の報告を県薬務課へ行う。
③' 供給連絡 (医療機関→県)	<p>医療機関は供給を受けた旨、県薬務課へ報告する。</p> <p>県薬務課は、医療機関の担当者に受領の確認を行い、次の事項を伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供給申請書（様式1）、付属書（様式2）、受領書（様式3）の提出 ・ 支払い金額（薬価） ・ 支払方法
④供給申請書等の提出 (医療機関→県)	医療機関は、押印した供給申請書（様式1）、付属書（様式2）、受領書（様式3）を県薬務課に郵送で提出する。
⑤供給申請書等の提出 (県→国)	<p>県薬務課は、供給申請書（様式4）、付属書（様式5）、受領書（様式6）及び供給申請書に基づく歳出予算執行依頼票を作成する。</p> <p><u>執行予定額が当初予算額を超える場合には、速やかに流用手続きを開始する。</u></p> <p>決裁後、厚生労働省に様式4～6を郵送する。</p>
⑥契約書の締結	<p>売払代金が60万円を超えた場合は、厚生労働省から県薬務課に契約書が郵送されるので、押印のうえ返送し、その後厚生労働省から返送された1部を保管する。</p> <p><u>※厚生労働省からの売払代金が50万円を超える場合、契約書、請書等の作成について、総務室経理グループに確認する。</u></p>
⑦納入通知書の送付	<p>県薬務課は、医療機関から提出された供給申請書に基づき、歳入予算執行依頼票を作成し、総務室経理グループに納入通知書の発行を依頼する。</p> <p>総務室経理グループでの調停伺いの決裁後、納入通知書が医療機関へ郵送されるので、納付期限内に納付するよう医療機関あて依頼する。</p>
⑧支払 (医療機関→県)	医療機関は、納入通知書が到着した後、所定の代金を納付期限内に納入する。
⑨納入告知書の送付	厚生労働省は、納入告知書を県薬務課に郵送する。
⑩支払 (県→国)	県薬務課は、厚生労働省から納入告知書を受領後、検査調書を作成の上、総務室経理グループに納付期限内の支払を依頼する。

神 奈 川 県 知 事 殿

申請者（開設者又は病院長名） 住所

氏名

印

国有ワクチン等供給申請書

付属書の条件により、次のとおりワクチン等の供給を受けたいので申請します。

需要事項

品 名 (該当するものを ○で囲んでくださ い)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥ガスエソウマ抗毒素 ・ 乾燥ジフテリアウマ抗毒素 ・ 乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン ・ 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 (ABEF 型) ・ 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素 (E 型)
数 量	
使 用 期	
使 用 目 的	緊急 () ・ 備蓄
備 考	送付先 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名 称 ・ 所 在 地 ・ 担 当 部 署 ・ 担 当 者 ・ 電 話 番 号

国有ワクチン等供給申請付属書

この申請書により、国有ワクチン等の供給を受けるについては、国有ワクチン供給要領に従って代金の納入その他事務処理につき、一切支障を生じさせないことを約束します。

国有ワクチン等が納品された際には、県から送付される納入通知書により納入期限までに支払いを行います。

年 月 日

神 奈 川 県 知 事 殿

申請者（開設者又は病院長名） 住所

氏名

印

神奈川県知事殿

住所

氏名

印

国有ワクチン等受領書

年 月 日付けで供給申請しました国有ワクチン等については、次のとおり受領しました。

1 品 名

2 数 量

3 ロット番号

4 有効期限 年 月 日

5 受領年月日 年 月 日

文書番号

年 月 日

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 殿

住所

氏名

印

国有ワクチン供給申請書

付属書の条件により、下記のとおりワクチンの供給を受けたいので、申請します。

需要事項

品 名	
数 量	
使 用 期	
使 用 目 的	緊急 ()・備蓄
備考 (送付先)	
{ <ul style="list-style-type: none"> ・名 称 ・所 在 地 ・担 当 部 署 ・担 当 者 ・電 話 番 号 }	

国有ワクチン供給申請付属書

この申請書により、国有ワクチンの供給を受けるについては、国有ワクチン供給要領に従って代金の納入その他事務処理につき、一切支障を生じさせないことを約束します。

年 月 日

氏名

印

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長 殿

文書番号

年 月 日

分任物品管理官
厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長 殿

住所

氏名

印

国有ワクチン受領書

当方の申請により売払を受けた国有ワクチンは、 年 月 日下記のとおり受領しました。

記

品 名	
数 量	
ロット番号	
最終有効年月日	
製造所名	
保管者 (使用者)	
備 考	

担 当 者 : 所属
氏名

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :